

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めた基本デザイン（別紙）及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 町の関係機関が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他町長が使用について適当と認めたとき。

(使用の承認申請)

第4条 申請者は、次条に規定する承認を受けようとするときは、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクターを第8条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

る。

3 町長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日を限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この要綱に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (6) キャラクターを使用した物品等について、町長の確認を得ること。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更を承認するときは、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 町は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。

別紙(第2条関係)

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」

●カラーで使用する場合



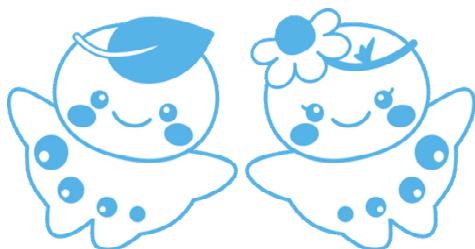
●モノクロで使用する場合



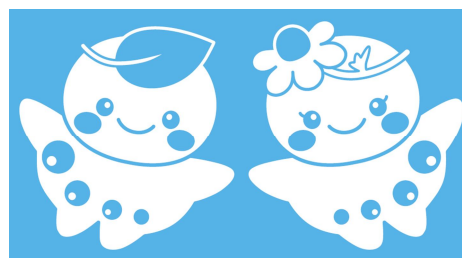
部位など	色	4C(%)	DIC	PANTONE
輪郭・目・口	■	K100	DIC-582	PANTONE Black C
顔・体・目と露の光・ カモミール花びら	※	C0・M0・Y0・K0	White	PANTONE White C
ほっぺ	■	M25・Y10	DIC-2012	PANTONE 706 C
露	■	C32・M43	DIC-71	PANTONE Violet 0631 C
ミントの葉	■	C70・M8・Y100	DIC-2559	PANTONE 361 C
ミントの茎・ カモミールの茎	■	C48・Y100	DIC-2544	PANTONE 375 C
カモミール中央	■	M10・Y100	DIC-570	PANTONE Yellow C

色	モノクロ
■	K100
※	K0
■	K20
■	K40
■	K60
■	K30
■	K30

●線のみ(単色)で使用する場合



●白抜き(単色反転)で使用する場合



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用申請書

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。

なお、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用に関する要綱第5条第1項各号に該当すると認められた場合又は第10条の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数・製作数	
連絡先	担当者名 住所 電話番号 メールアドレス

※添付書類

- ①企画書、見本（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②申請者の概要
- ③その他参考資料

様式第2号（第5、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」デザイン使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のありました長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」のデザインの使用（変更）について、承認しましたので通知します。

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、要綱の規定に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (6) キャラクターを使用した物品等について、町長の確認を得ること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用変更申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けた長野県池田町キャラクターデザインの
使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」デザイン使用に関する要綱第5
条第1項各号に該当すると認められた場合又は第10条の規定により使用承認を取り消され
た場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更理由	
連絡先	担当者名 住 所 電話番号 メールアドレス

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②その他参考資料